

豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会 議事概要**【第 1 回検討委員会】**

- 1 開催日時 平成 28 年 1 月 15 日 (火)
午後 4 時～午後 6 時 16 分
- 2 開催場所 東京都庁第二本庁舎 10 階 209 会議室
- 3 議題
 - (1) 豊洲市場への移転にかかる全体概要及び今後の進め方
 - (2) 補償スキームの考え方について
 - (3) 事業者等へのヒアリング・影響調査について
 - (4) 移転支援の拡充の方向性について
 - (5) その他
- 4 主な意見等 (要約)
 - 市場業者の実情をしっかりと把握する必要がある。
 - 事業者の中には様々な意見があると思うが、この委員会には、色々な意見をなるべく吸い上げて俎上に乗せて欲しい。
 - 市場事業者の多くは市場が唯一の営業場所であり、移転延期は事業者の経営に大きなインパクトがあることへの配慮が必要である。
 - ヒアリング調査に際しては、規模や声の大きい事業者の意見のみが大きく取り上げられることのないよう、留意が必要である。
 - 最高裁判決 (政策変更事例に関する昭和 56 年 1 月 27 日最高裁判決) に鑑みると、補償範囲は積極的損害に限定されるということになっていくかと思う。
 - 補償では、補償対象者側も被害の軽減に努める義務があることに留意すべきである。
- 5 次回の検討事項
 - 事業者へのヒアリング調査結果報告、補償スキーム骨格の議論

【第2回検討委員会】

- 1 開催日時 平成28年12月21日（水）
午前9時30分～午後0時11分
- 2 開催場所 東京都庁第二本庁舎10階209会議室
- 3 議題
 - (1) 事業者へのヒアリング調査の実施状況について
 - (2) 補償基準の策定について
 - (3) その他
- 4 主な意見等（要約）
 - 今回のヒアリングがあって初めて策定作業が有効に進められるのであり、調査の結果を念頭にこれから基準を考えていくこととなる。
 - 今回の補償スキームは、補償の迅速の観点から、豊洲への移転延期の継続中の損害を対象とする。将来、移転時期（中止を含む）が決定された場合には、これに対応したスキームの調整（要否も含む）は、その時点で検討するとの理解で本スキームの策定をすすめる。
 - 築地において追加的に負担が必要な費用について、控除される「経常的な費用」の意味がわかるように、補償基準の規定の書きぶりを明確化すべきである。
 - 豊洲移転を前提に雇い入れた人の人件費については、相当因果関係が認められる範囲内であれば補償対象となりうるが、個別案件に即した判断が必要になると考えられる。
 - 資産の価値減耗分の補償に当たって、事実認定として減価償却の考え方を援用することは、それが合理性の範囲内であれば、補償算定としては適正なアプローチであり、税務上の取扱いとの整合性にこだわる必要はない。
 - 最高裁判決（政策変更事例に関する昭和56年1月27日最高裁判決）は積極損害に限定して、補償対象としており、逸失利益等を補償対象としていない。東電の原発事故に係る賠償では逸失利益を賠償対象としているが、不法行為に基づく賠償だからであり、法理的には東電の場合とは異なる。
- 5 次回の検討事項
 - 設備の価値減耗や人件費の算定方法等、個別課題を整理

【第3回検討委員会】

1 開催日時 平成29年1月16日（月）午後3時～午後4時43分

2 開催場所 東京都庁第二本庁舎10階209会議室

3 議題

(1) 補償基準の策定について

(2) その他

4 主な意見等（要約）

○ 所有設備については、事業供用前の段階でも、劣化による価値減耗を観念できる。

○ 豊洲市場の事業供用前設備につき、現実の会計上の処理をどう行うかとは全く独立して、所有設備の価値減耗分に関する補償を受けることが可能なことを、事業者に対して丁寧に説明することが必要である。

○ 人件費のうち役員報酬は原則として対象外と考えられるが、実質的に従業員の給与として考えられる部分がある等特段の事情があれば、対象となり得る場合がある。

○ 豊洲営業のために新規採用した人員の人件費の補償額の算定について、親会社から子会社へ転籍するなど、形式的には解雇であっても、実質的には人手不足の事業所への配置転換と認められる場合の人件費（解雇関連費用）は補償対象とすべきでない。

5 補償基準案の取扱い

○ 今回までの議論を踏まえ、委員会の総意として補償基準案をとりまとめることとする。